福島市難病対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第32条第1項の規 定に基づき設置する福島市難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に 関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)難病患者への支援体制や療養生活にかかわる情報や課題の収集及び提供について
- (2)関係機関の緊密な連携の促進に関すること
- (3)難病対策の在り方及び体制整備に関すること
- (4)難病患者に対する福祉サービス、就労支援に関すること
- (5)その他難病対策の促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 介護·福祉事業関係者
- (4) 患者・家族(難病患者団体関係者を含む。)
- (5) 福島県難病・相談支援センターその他難病に関する行政機関
- (6) 地域団体
- (7) ハローワークその他就労支援機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を整理し、協議会を代表し、進行を行う。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

資料1

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員に対する報償費は、別に定める。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において報償を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として協議会に参加するため、報償を受け取らない旨の意思表示があった場合

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部保健予防課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。